

議定第四号

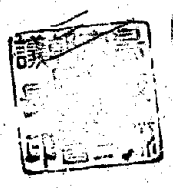
三朝町牛数料條例の一部を改正する條例
を次のように改める

昭和三十一年五月八日提出

三朝町長 坂出 雅 正

昭和三十一年五月八日 議決

三朝町議会議長 天野 廉



原案可決

昭和三十一年三朝町條例第 号

三朝町牛数料條例の一部を改正する條例

第二條第一項に次の号を加える

三米穀販賣小賣業者主食配給割当

牛数料 一俣につき百円

附則

この條例は公布の日より施行し昭和三十一年四月一日より適用する